

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から56年3月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで  
③ 昭和62年4月から同年6月まで

私は、国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間についての納付記録を確認できないという回答をもらった。

私の国民年金保険料の支払や申請免除の手続は、平成3年11月に亡くなった妻にすべて任せていたので、詳しいことは分からない。

申立期間①及び③については納付したと記憶しており、申立期間②については、経済的理由により納付が困難だったので全額免除の申請手続を行ったはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、12か月と短期間であり、申立期間②の前後の年度の国民年金保険料は申請免除期間となっている。

また、申立人は「妻の持病を治療するために、生活費を切り詰めて多額の治療費を捻出していたことから、昭和59年度の申請免除の承認基準となる昭和58年分の所得金額は当該基準を満たしていたはずだ。」と申請免除に至る経緯を具体的に述べており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、昭和56年から60年ごろまでのA市役所における申請免除の手続の詳細については資料が残っておらず不明であるが、申立期間②前後の年度の申請免除が承認されて申立期間②である昭和59年度の申請免除が承認されないとする特段の理由も見当たらない上、申立期間②の直前まで3年度にわたり申請免除が行われていることから、申立人の免除申請手続を行ったとする申立人の妻は、免除制度に対する理解があったと推認でき、

59年度のみ申請が漏れたとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人から納付を任されていた申立人の妻にも当該期間の一部に未納期間がある上、申立人は「妻がいずれ障害年金を受ける時に困らないように、苦しい家計の中から妻の保険料だけ捻出して納付したのではないかと思う。」と述べていることから、申立人の妻が、妻自身と同様に申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間③については、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録から、昭和62年7月から63年3月までの過年度保険料を、納期限から2年を経過する直前の平成元年10月20日に納付していることが確認できる。

さらに、昭和61年10月から62年3月までの過年度保険料を63年10月29日になって一括して納付していることから、申立人の妻が、申立人に係る62年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度に納付したとは考え難い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与していなかったことから、これらの過年度保険料の納付に係る状況は不明であり、申立人には申立期間③後にも未納の期間が見られることを踏まえると、申立期間③について国民年金保険料の納付があったと推認することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C事務所（以下「C事務所」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月1日にC事務所に事務職として就職し、同年9月1日に同社のD営業所（以下「D営業所」という。）に転勤した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録は、C事務所において昭和43年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にD営業所において被保険者資格を取得したとされており、同年8月が被保険者期間とされていない。

私は、申立期間もA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されたていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB事業所から提出された申立人に係る履歴記録により、申立人が昭和43年4月1日から49年4月30日までA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の後任として、昭和43年9月1日にA事業所のE事務所からC事務所に事務職として転勤した同僚及びD営業所の事務職であった同

僚から「事務職の者が転勤する際にいったん退職することは絶対に無い。また、申立人がC事務所からD営業所へ転勤するに当たって退職したとする話を聞いたことも無い。」とする証言を得た。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてC事務所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「C事務所は、社会保険事務所（当時）に対して、所要の届出及び保険料の納付を行っていると考えられるものの、申立期間当時の厚生年金保険料の納付に係る証跡は残っていない。」と述べているところ、事業主が昭和43年9月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年11月6日まで  
私は、有限会社Aが株式会社に組織変更した際に社会保険を喪失した覚えは無く、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことは間違いないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有限会社Aが株式会社に組織変更した時、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していない。」と申し立てているが、有限会社Aに係る登記簿謄本から株式会社への組織変更は、平成6年7月1日に行われたことが確認できる。

また、有限会社Aに係る登記簿謄本から、申立人は同社設立時から役員に就任するとともに、平成2年12月29日に一旦役員を辞任し、その後、3年11月6日に再度就任していることが確認できる上、申立人が会社運営について全権委任していたとする役員からも、「平成2年12月29日から3年11月5日までの間は、申立人を同社における役員から外していたと思う。」との証言が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。